
*
* 令和 5 年度 第 1 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年3月11日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年3月11日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年3月11日 午後 3時05分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	11	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	12	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	13	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	14	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	15	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 伸 行	欠
6	小 野 貫 治	〃	16	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	出
7	小 物 博 子	〃	17	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	欠	18	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	出	19	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
次書主	長記事	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎 山 内 光 貴			

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第48号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第49号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第50号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件	許 可
		第51号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	40件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
		第52号	高梁市農地利用最適化推進委員の辞任について		同 意
8		署 名 委 員			
			17番 瀬戸川 伸行		
			1番 清 水 健 治		
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年3月11日（月） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 6 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 12 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。17 番瀬戸川委員と 1 番清水委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。69 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 48 号 69 番朗読説明 － 69 番は、譲受人が、譲渡人から、交換により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、川上町七地字ヲンヂ道下 3246－1 地目は畑面積は 408 ㎡です。譲受人の通作距離は、10m 以内、耕作面積は 14,520 ㎡、家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、取得及び譲渡理由が交換となっておりますが、譲受人が所有している山林（川上町七地 3408）と申請農地を交換することで両者合意したものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 福武委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現地は綺麗に管理されていて、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。69 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、69 番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に 70 番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第 48 号 70 番朗読説明 － 70 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、中井町西方字立ノ向 3805－3 地目は畑面積は 155 ㎡です。譲受人の通作距離は、10m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書をいただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この件につきましては、この度財産処分の一環として、譲受人が譲渡人から借りていた宅地を贈与により所有権移転するに当たって、その宅地のとりにある申請農地を合わせて贈与により所有権移転することが両者で合意されたことにより申請されたものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
	譲受人の方が既にぶどうを植えており、今後も耕作されると思います。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。７０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、７０番については許可とすることに決定しました。 次に７１番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第４８号７１番朗読説明 － ７１番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、川上町三沢字墓所下タ３０２９番外３筆地目は畑面積は４筆で２，２５１㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、対価が無償となっておりますが。両者の話し合いで家も農地も全て無償とすることで合意されており、このような申請となっております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
福武委員	空き家バンク利用での贈与で、草刈りも綺麗にされていて、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。７１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、７１番については許可とすることに決定しました。 次に７２番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第４８号７２番朗読説明 － ７２番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、有漢町上有漢字マへ１９００面積は１，７６０㎡です。畑については、有漢町上有漢字マへ１９０１面積は１，２８８㎡であり、合計面積は２筆で、３，０４８㎡です。譲受人の通作距離は、３６km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族３人中耕作人は２人、対価は１０アール当り３万円です。この案件につきましては、申請者は令和４年８月に営農型太陽光発電施設で一時転用許可を受けた業者の代表取締役です。また、同時に譲渡人の子と結婚して親族となっており、農作業の手伝いも行っております。そうした中でこの度、財産処分の一環として農地の所有権移転を行うこととなり、このような申請がなされたものであります。ちなみに、営農型太陽光発電施設における２月の定期報告時に土岐会長と綱島委員と農地も含めて確認を行っており、適切に管理されていたことを申し添えます。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

小見山委員 議 長 佐々木委員 中藤次長 議 長 議 長 議 長	申請農地は2筆となっていますが、現地は4枚の田んぼです。かさ上げをすれば、良い農地になると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 盛土でしょうか。切土でしょうか。 盛土で2m上げるようになります。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。57番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第50号57番朗読説明 － 57番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、備中町西山字田口ノ上2907-2地目は畑面積は4,305㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は30万円です。施設の概要としては、太陽光パネル875枚、発電量は249.9kWであり、資金については、自己資金5138万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、高梁市開発事業の調整に関する条例が該当しますが、施設設置場所の面積のみでは3,000㎡を超えないため、対象外であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、転用面積が3,000㎡を超えているため、本日許可の決定をいただきましたら、農地法第5条第3項で準用する第4条第4項の規定により岡山県農業会議常設審議委員会に諮問し、答申を得た上で許可書を交付いたします。なお、この案件につきましては3月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺に問題となるような施設等はありませんでした。特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。57番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、57番については許可とすることに決定しました。 次に、58番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第50号58番朗読説明 － 58番についてご説明させていただきます。転用者が、設定人所有の申請農地に使用貸借権を設定し、墓地及び進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、有漢町上有漢 家ノ後4958-2外1筆地目は畑面積は2筆で75㎡です。この農地
中藤次長	
議 長 野村委員 議 長 議 長 議 長	
中藤次長	

	の農地区分は、２種農地であり転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、墓地１９㎡と進入路５６㎡です。資金については、自己資金５００万円です。この案件につきましては、墓地の設置で使用貸借権の設定ということになっておりますが、両者は夫婦であり、妻の農地を開発をして、夫が墓地埋葬法の許可を受けて墓地を設置するものであり、めずらしい形ですが環境課に確認して、許可申請が受け付けられていることを確認しております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、許可見込みであることを環境課に確認しております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、３月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、２０ページから２１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	現地は事前着工もなく、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５８番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第５１号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から３３番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、１番から３３番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、１番から１８番について発言をお願いします。
中曾委員	１１番についてですが、本人以外に耕作者の方はいらっしゃいますか。
藤代書記	申出者の方の長男と次男の方も耕作者として申出書に記載があります。
議 長	他に発言はありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１番から１８番について採決を採ります。１番から１８番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番から１８番については決定しました。農業委員会会議規則第１８条の規定により、前崎委員の除斥を求めます。
	（前崎委員退席）
議 長	それでは、１９番について発言をお願いします。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）

議 長	挙手全員ですので、１９番については決定しました。前崎委員の除斥を解きます。 (前崎委員着席)
議 長	それでは、２０番から３３番について発言をお願いします。
野村委員	３３番について、作目がトマトとありますが、ぶどうの誤りではないでしょうか。
藤代書記	ご指摘のとおり、ぶどうでした。申し訳ありませんでした。
議 長	他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２０番から３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２０番から３３番については決定しました。農業委員会会議規則第１８条の規定により、中曽委員の除斥を求めます。 (中曽委員退席)
議 長	事務局、３４番から３９番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、３４番から３９番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、３４番から３９番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３４番から３９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３４番から３９番については決定しました。中曽委員の除斥を解きます。 (中曽委員着席)
議 長	ここで議長を会長代理に交代します。
小西会長代理	農業委員会会議規則第１８条の規定により、土岐会長の除斥を求めます。 (土岐会長退席)
小西会長代理	事務局、４０番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、４０番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
小西会長代理	それでは、４０番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
小西会長代理	なしとの声がありました。４０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
小西会長代理	挙手全員ですので、４０番については決定しました。土岐会長の除斥を解きます。なお、これで議長を会長に交代します。 (土岐会長着席)
議 長	次に、「報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) ここで、暫時休憩します。
議 長	(休 憩) 休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいまお配りしました議案第５２号「高梁市農地利用最適化推進委員の辞任について」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第５２号を追加し、議題とすることに決定しました。議案５２号について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第５２号朗読説明 － この案件につきましては、平松伸行委員から一身上の都合により農地利用最適化推進委員を辞任したいとの申し出が２月１３日に提出されました。農地利用最適化推進委員が辞任するためには農業委員会等に関する法律第２３条の規定により、農業委員会の同意を得る必要があるため、本日同意を求めるものでございます。なお、辞任日は同意があった日となります。
議 長 瀬戸川委員 中藤次長 議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 一身上の都合による辞任ということでしたが、詳細な理由はあるのでしょうか。 事務局からお伝えできる内容は特にございません。
議 長	他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。議案第５２号について同意とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、議案第５２号については同意されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第１２回総会を閉会します。
	令和６年３月１１日 会 長 土 岐 康 夫 １７番 瀬戸川 伸行 １番 清 水 健 治

